

## 第5章 管理不全な空き地及び空家等に対する措置

### 1 特定空き地及び特定空家等に対する措置

周辺に悪影響を与える特定空き地及び特定空家等については、法及び条例による行政指導を行います。行政指導で改善が見込めない場合は、法及び条例に基づき、命令・代執行により安全性の確保を図ります。

#### 【特定空き地の措置の流れ】

条例による措置（行政指導＋行政処分）

助言・指導→勧告→命令→公表→過料→代執行

#### 【特定空家等の措置の流れ】

空家特措法による措置（行政指導＋行政処分）

助言・指導→勧告→命令→公表→過料→代執行

※公表は条例による措置

#### 【ポイント①】

大牟田市空き地及び空家等の適正管理条例の規定に基づき、市長は、命令を受けた者が正当な理由がなく当該命令に係る措置を履行しないときは、命令に従わなかった者の氏名及び住所等を公表することができます。

### 2 準特定空き地及び準特定空家等に対する措置

周辺に悪影響を与えるおそれがある準特定空き地及び準特定空家等についても、条例による助言・指導を行います。

#### 【準特定空き地、準特定空家等の措置の流れ】

条例による措置（行政指導）

助言・指導→勧告

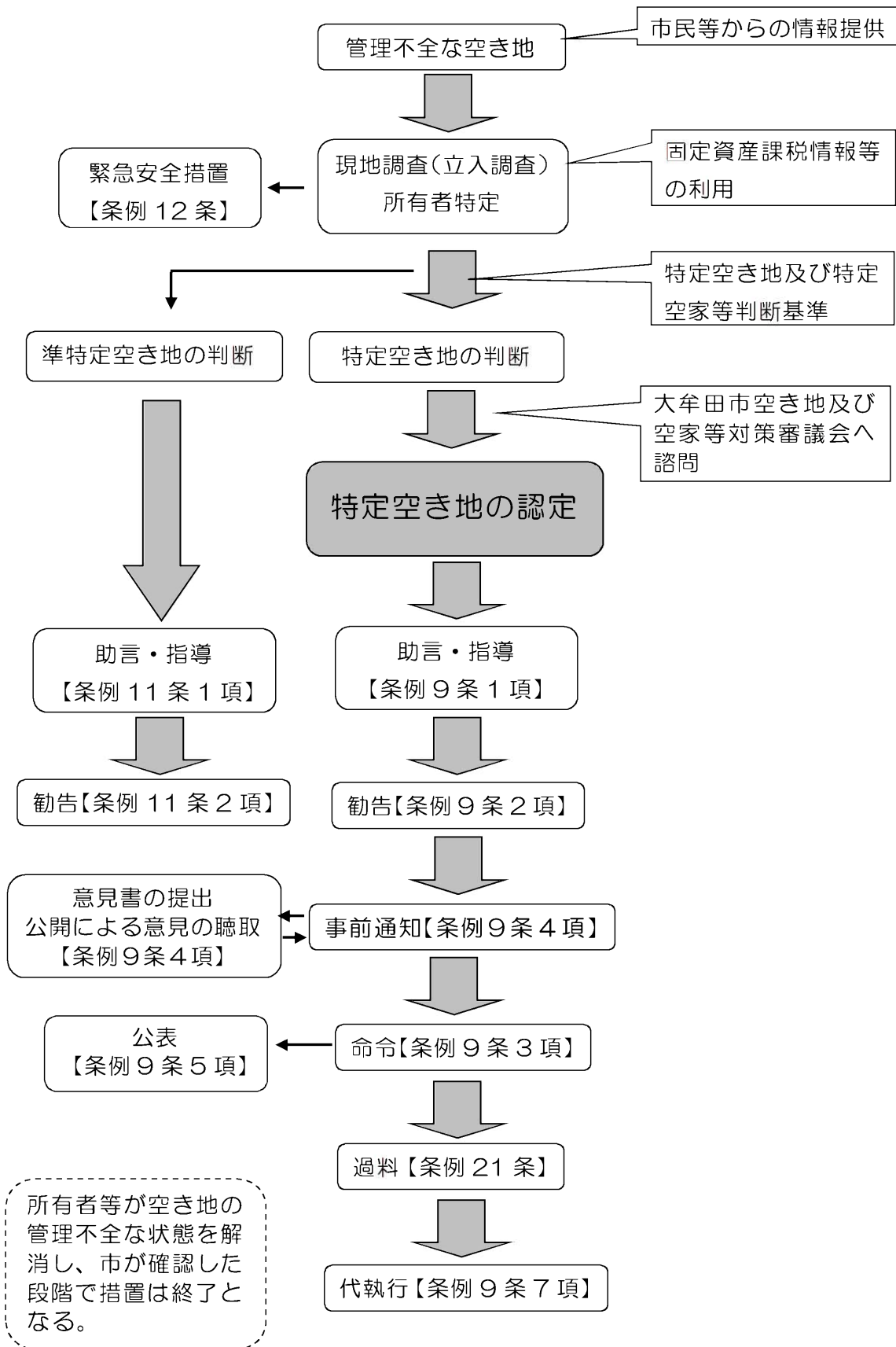
#### 【ポイント②】

空家特措法では措置の対象とならない状態の空き地及び空家等に対しても、条例に基づく行政指導が可能となりました。明確な指導根拠のもと、所有者等自らの意思による改善を促していきます。なお、条例では、所有者等に対して適正管理の義務を課しています。

### 3 緊急安全措置

空き地及び空家等が著しく危険な状態にあり、そのまま放置しておく、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあるときは、応急的な対応として、条例に基づき必要最低限の措置を講じることがあります。

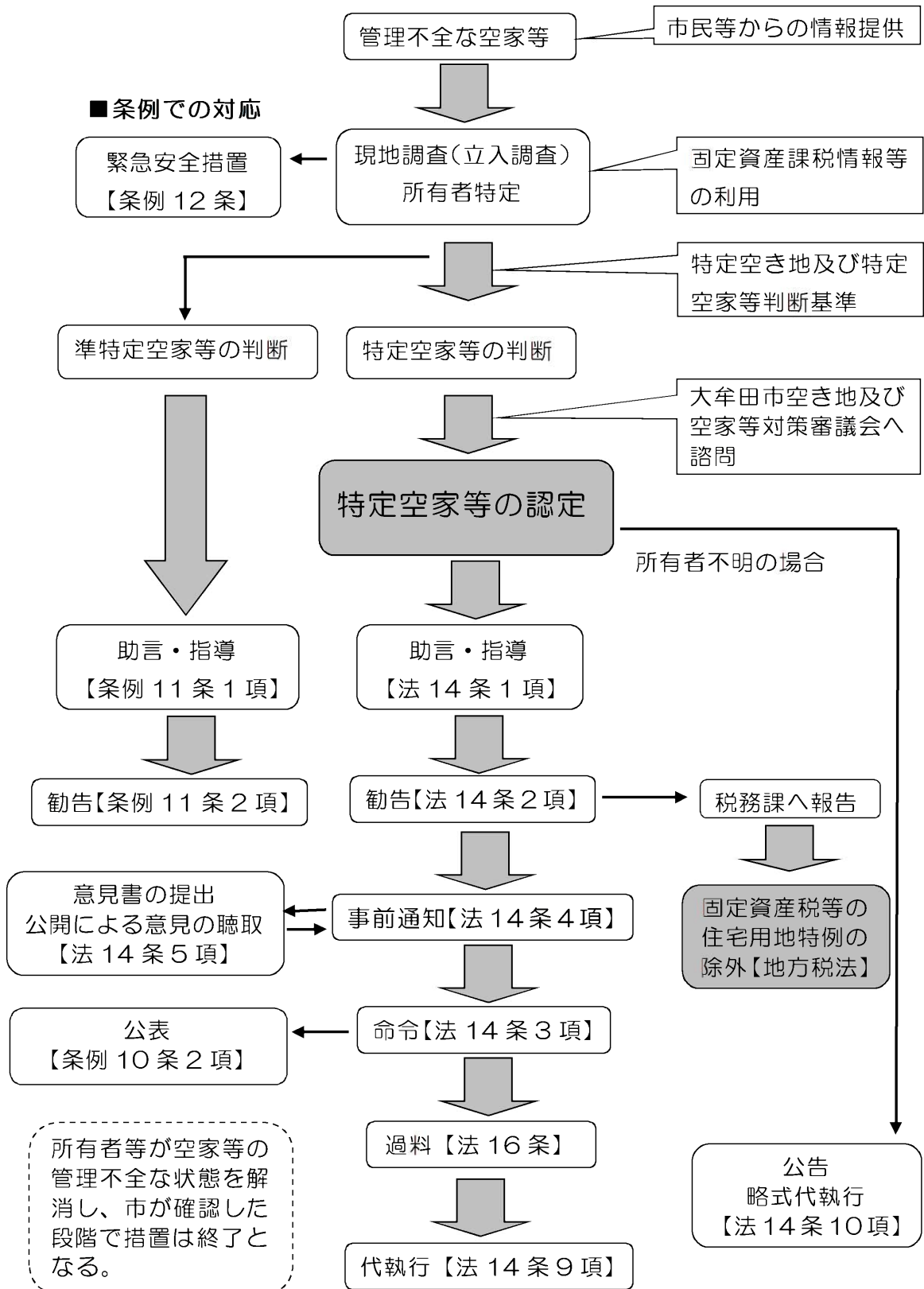
○条例による特定空き地（準特定空き地）に対する措置のフロー図



※現地調査の結果、行政が関与しない空き地と判断した場合、その時点で対応終了となる。

○法及び条例による特定空家等（準特定空家等）に対する措置のフロー図

■法による措置の流れ



※現地調査の結果、行政が関与しない空家等と判断した場合、その時点で対応終了となる。